

一般社団法人ふじのくにサイクルスポーツコミッション

令和6年度事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

1 設立目的及び概況

(1) 設立目的

日本サイクルスポーツセンターを拠点として、自転車競技をはじめとするスポーツの普及及び振興に努め、スポーツによる国内外からの交流人口の拡大、地域の魅力創造及び活性化、地域住民の Quality of Life 向上に寄与することを目的とする。

(2) 概況

ア 設立年月日 令和4年9月8日

イ 実施事業

(1) スポーツによる交流の拡大及び地域活性化に関する事業

(2) スポーツによる共生社会の形成に関する事業

(3) スポーツによる住民の健康増進・体力づくりに関する事業

(4) スポーツ・健康分野の活動を担う人材育成及び確保に関する事業

(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 社員・役員等の状況

(1) 社員の状況 (令和7年3月31日現在)

社員：5人

(2) 役員の状況 (令和7年3月31日現在)

ア 役員の数

会長 1人、理事 2人、監事 1人

イ 令和7年3月31日現在の理事・監事

役 職	氏 名
会長 (代表理事)	加藤 博昭
理事	林田 充
理事	藤原 直宏
監事	佐藤 和広

3 理事会及び総会の開催

(1) 理事会

開催日時	議 事
令和6年5月21日 (Web形式)	決議事項 2024年度公益財団法人JKA補助事業の実施について
令和6年7月24日 (法人事務所 Web併用)	決議事項 ・令和5年度事業報告書・決算報告書の承認 ・入社申込みについて ・監事の退任及び監事選任(案)について ・任期満了に伴う理事改選(案)について ・社員総会の開催について
令和6年8月21日 (Web形式)	決議事項 ・代表理事の選任について

(2) 社員総会

開催日時	議 事
令和6年8月13日 (書面決議)	7月24日の理事会での決議事項について、書面決議により実施

4 事業の実施状況等

(1) スポーツによる交流の拡大及び地域活性化に関する事業

ア ジャパン・マウンテンバイク・カップの開催

区 分	内 容
名 称	FDAジャパン・マウンテンバイク・カップ2025
日 程	2025年3月20日～22日(3日間)
場 所	伊豆マウンテンバイクコース
参加者	○エントリー数 XCO: 109人 海外選手(22人)、国内選手(87人) XCC: 66人 海外選手(20人)、国内選手(46人) 過去最多11か国 延べ175人がエントリー
観客数	○入場者数: 約4,530名 ○観戦者数: 3,067名

イ オリンピックレガシー施設を活用した自転車スキルアップ講習事業の実施
伊豆マウンテンバイクコースで選手のスキルアップイベントを開催した。

<開催日>

令和7年1月19日、2月24日、3月16日（雨天中止）

参加者（帯同者含む）計82名

ウ マウンテンバイクワールドカップの誘致開催に向けた調整

静岡県から調査事業を受託し、マウンテンバイクワールドカップ運営会社である、ワーナーブラザーズディスカバリースポーツの担当者との連絡調整及びWebによるミーティングを行う、誘致に向けた調整を実施した。

エ ウェルネスツーリズムコンテンツ造成支援及びプロモーション

自転車を活用したウェルネスツーリズムコンテンツの造成について支援を行ったほか、台北サイクルや台湾の旅行者事業者向けにプロモーション活動を行った。

(2) スポーツによる共生社会の形成に関する事業

ア ジャパン・マウンテンバイク・カップ出場選手の地域交流事業の支援

大会会場内において、ジャパン・マウンテンバイク・カップで海外招聘選手と地域住民との交流に係る事業の支援を行った。

(3) スポーツによる住民の健康増進・体力づくりに関する事業

ア 自転車普及イベントの開催

静岡県及び伊豆市主催事業であるランバイク大会「ふじさんこカップ」を受託企画、運営等を行った。

<開催概要>

(ア) 実施日：令和6年9月29日（土）

(イ) 実施場所：伊豆ベロドローム

(ウ) 対象：2歳から6歳の未就学児

(エ) エントリー：2歳 5名、3歳 13名、4歳 10名、5～6歳 18名

(4) スポーツ・健康分野の活動を担う人材育成及び確保に関する事業

ア 自転車競技及び自転車を支える人材育成及び確保に向けた検討

次世代アスリートの育成や裾野拡大及び普及を担う人材育成に向けた検討を競技団体関係者を意見交換を行った。

5 広報

ホームページ及びSNS（Instagram）において当団体の活動について情報発信を行った。

Instagram フォロワー数：1,153

6 事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告を補則する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しない。